

山火事をなくそう！

～あなたの行動が市民の
生命、財産を守ります！～

○ 林野火災注意報・林野火災警報が発令されたら

⇒注意報：屋外での火の扱いは控えてください。

⇒警報：屋外での火の扱いはできません。

発令は、消防本部及び基山町公式ホームページで
お知らせします。

☆「たき火」は、消防署への届出が必要です。

「たき火」＝屋外で、落ち葉、枝木などを燃やすこと。

※調理場付きキャンプ場では届出不要。

☆「火入れ」は町の許可が必要です。

「火入れ」＝林業等を営む上で、草木等を面的に燃やすこと。

※集草を行ったものを燃やす場合は、「たき火」となる。

※各自治体が定める範囲内の火入れについて申請が必要。

No ! 山火事



迷ったときは、ご連絡！

【火入れ】

基山町農林課

電話 0942-92-7945

【たき火】

鳥栖・三養基地区消防事務組合
消防本部予防課

電話 0942-83-7996

●火入れとは

林業等を営む上で、草木等を面的に焼却すること。



●たき火とは

屋外で、落ち葉、枝木などを焼却すること。



燃やす前にご連絡！

【火入れ】

基山町農林課 電話0942-92-7945

【たき火】

鳥栖・三養基地区消防事務組合消防本部予防課 電話0942-83-7996